

■別表1 <請求書類>

項目	約款条文	必要書類
死亡保険金	第6条	○会社所定の請求書 ○会社所定の様式による医師の死亡診断書 ○被保険者の住民票（発行から3か月以内のもの）または戸籍抄本 ○保険金受取人の印鑑証明書
保険契約の解約	第19条	○会社所定の請求書
コース変更	第21条	○会社所定の請求書 ○当該被保険者についての会社所定の告知書（保険金額が増額される場合のみ必要となります。）
保険料払込方法（回数）の変更	第22条	○会社所定の請求書
保険契約者の変更	第23条	○会社所定の請求書

※会社は、必要に応じて、一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。